

令和8年度 年次事業評価書（評価対象年度:令和7年度）施設名:中央福祉センター

概要	施設所在地・所管課		日進市蟹甲町中島22番地	所管課:地域福祉課
	設置目的		地域福祉の拠点施設として、市民の地域福祉活動を支援し、福祉の総合的な推進を図るため	
	指定期間・選定方法		令和7年4月1日～令和12年3月31日	選定方法: 非公募
	指定管理者	所在地	日進市蟹甲町中島22番地	
		団体名・代表者	社会福祉法人日進市社会福祉協議会 会長 青山雅道	

	令和6年度	令和7年度	前年度比
指定管理料(市委託料)	26,977千円	41,360千円	153.3%
利用料金収入	0千円	0千円	-
施設利用者数	15,380人	16,772人	109.1%

分類	評価項目	評価基準	評価点 (5～1点)
共通評価事項	1 法令等遵守	法令、条例、業務仕様書等に基づき、必要な施設の維持管理、点検、報告等が適切に行われている。	4点
	2 清掃業務	業務仕様書に基づき、清掃業務・維持管理が、適切に行われている。	4点
	3 保安警備業務	業務仕様書に基づき、保安・警備業務が、適切に行われている。	4点
	4 業務の委託	第三者への委託の内容は、事前に市の承認を受けており、適切に行われている。	4点
	5 業務記録	業務日誌及び点検、修繕等の履歴を適切に整備し、保管している。	4点
	6 職員の配置	必要な資格、経験を有するものなど、事業計画書に即し、人員を過不足無く配置している。また、従業員の労働条件、賃金水準が、適正に確保されている。	4点
	7 職員研修	施設の設置目的達成のために必要な研修・教育が、適切に行われている。	4点
	8 個人情報保護	利用者の個人情報を保護するための対策を適切に講じられている。	4点
	9 緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が確保され、また、マニュアルが整備されている。	4点
	10 施設利用の状況	利用者数や施設の稼働率は、前年度の実績等に比べて適切、妥当な水準にある。	4点
	11 利用促進業務	施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動が適切に行われ、その効果が認められる。	4点
	12 利用者支援業務	施設利用者が円滑に活動できるように、必要な指導・助言が適切に行われている。	4点
	13 モニタリング	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組が適切に行われている。また、事業報告書等による市への報告・説明が、適切に行われている。	4点
	14 自主事業	施設の目的に沿った自主事業が、適切に行われている。	4点
	15 収支の状況	利用料収入は、前年度の実績等に比べて適切、妥当な水準にある。	4点
	16 予算執行	施設の事業収支は、適切な手続きに沿って執行されている。	4点
特記事項	標準点(4点)を上回る評価をした項目と理由		
	標準点(4点)を下回る評価をした項目と理由		
	その他特記事項	なし	
	(施設所管課)改善に向けた助言等の内容	・引き続き、地域たすけあい相談員(CSW)の業務を明確化して、取組目標を設定したうえで地域福祉の推進に努めるとともに、社会福祉協議会発展強化計画に基づき、適切な人材の配置、職員の資質向上に努めること。 ・指定管理料における精算対象項目について、当初見込から大幅な変動が生じたことで、年度中に精算項目間の経費異動を行った。今後は、物価高騰や前年度利用実績等の経費に影響する諸要素について、可能な限り精緻に見込むよう努めること。	

令和8年度 年次事業評価書（評価対象年度:令和7年度） 施設名:中央福祉センター

個別評価事項（設置目的に応じた内容）	1 安全対策	日常の事故防止などの安全対策を適切に実施している。		4	点
	2 建物の維持・修繕	適切に維持・修繕されており、手続きに問題がない。		4	点
	3 備品の更新	破損、老朽化に伴う備品の更新が適切に行われている。		4	点
	4 職場の活性化	スタッフが改善に取り組むシステムがあり、活用を図っている。		4	点
	特記事項	標準点(4点)を上回る評価をした項目と理由			
		標準点(4点)を下回る評価をした項目と理由			
		その他特記事項	なし		
		(施設所管課)改善に向けた助言等の内容	なし		
総評	課題点に対する取組状況 ※昨年度指摘した課題は解消されたか。	・設備の修繕について、市による修繕工事(50万円以上)を1件実施した。その他、指定管理料の範囲内で修繕工事を実施した。 ・令和6年度末で廃止したデイサービス事業の関連設備の処分等について、市と連携して善後策の検討を行った。 ・地域たすけあい相談員(CSW)が、福祉会館や地域のつどいの場に出向き、福祉に関する相談会を実施したほか、随時相談についても適宜対応を行った。また、当市におけるCSWの業務の明確化に向けて、市との協議や附属機関での検討を行ったうえで、関係機関との連携強化を図るなど、段階を経ながら進めている。			合計 80 点
	一年間の総評 ※点数では表すことができない、指定管理者の管理運営業務における創意工夫や改善等を幅広く記載する。	・基本協定、年度協定に基づき、指定管理事業は概ね適正に実施されている。 ・設備の維持管理について、指定管理料の修繕予算の範囲内で優先順位を検討しながら修繕を実施した。令和8年度中にメーカーからの部品供給が終了するエレベーターの改修工事は、令和8年度当初から工事対応を予定している。また、令和8年度の施設改修に向けて、現存不要物品の処分方法の検討等を行った。 ・貸館利用者数は、令和6年度と比較して増加しているが、コロナ禍以前の利用者数には達していない。施設利用に関する広報や施設備品の更新を行うなどの取組は行っているが、コロナ禍以降の行動変容を踏まえて、現状の利用者数をベースラインとして今後の推移を見ていくべきではないかと考えられる。 ・指定管理料は前期の委託料から増額していることから、経費については発生事象への対応だけでなく、快適な公共施設の環境整備に向けた使用方法を検討されたい。また、地域福祉の推進拠点として、市民の福祉への関心を高めるとともに、市民の地域福祉活動及び福祉に関係する者の連携を支援する適切な公共施設を目指し、指定管理者としての柔軟な提案を期待する。			総合判定 A

判定基準	5点…期待する水準を大幅に満たし、優良な管理を行っている。
	4点【標準点】…期待する水準を満たし、良好な管理を行っている。
	3点…基本協定書等の内容は遵守されているが、これを上回る部分がなく課題の解消が必要な部分がある。
	2点…基本協定書等の内容を一部下回るものがあり、改善に対する課題がある。
	1点…管理運営が適切に行われたとは認められず、抜本的な改善を要する。

総合評価基準	S【優良】合計85点以上…期待する水準を大幅に満たし、優良な管理を行っている。
	A【良好】合計70点～84点…期待する水準を満たし、良好な管理を行っている。
	B【適正】合計60点～69点…一部に課題の解消が必要な部分があるが、概ね妥当である。
	C【改善】合計50点～59点…期待する水準を満たす状況になく、改善が必要である。
	D【抜本的改善】合計49点以下…期待する水準を大幅に満たしておらず、抜本的な改善が必要である。